

平成27年度第4回印西クリーンセンター環境委員会

会議録（概要版）

1. 期 日 平成28年 3月 5日（土）午前10時から12時まで
2. 場 所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 委員出欠状況
☆甲（10名中 10名出席）☆乙（28名中 18名出席）☆傍聴者 なし ☆事務局 2名

会議次第

1. 開会
2. 議長選出（乙側委員）
3. 議事録署名人の選出
4. 議 事
(1) 印西クリーンセンター操業状況について
(2) 次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について
(3) 印西クリーンセンター周辺臭気について
5. その他
6. 閉会

配付資料

- ・平成27年度第4回印西クリーンセンター環境委員会 委員名簿、席次表
- ・報告事項1 操業状況及び公害防止協定等に基づく環境測定結果について
- ・平成27年度搬入車両数と搬出車両数・・・・・・・・・・・・・・・・（資料1）
- ・印西クリーンセンター放射性物質に関する報告・・・・・・・・（資料2）
- ・次期施設計画・印西クリーンセンター延命化工事進捗状況・・・・・・・・（資料3）
- ・印西クリーンセンター周辺臭気に関するモニタリングの実施結果報告書・・・・・・・・（資料4）
- ・自治会側から事前に提出された「平成27年度第4回環境委員会議題」の写し・・・・（資料5）
- ・チラシ「スプレー缶の出し方が変わります」

4. 議 事

議題（1）【印西クリーンセンター操業状況について】

表－1（平成27年11月～平成28年 1月ごみ搬入量、焼却量）

- ・平成27年11月のごみ搬入量は3,688トン（うち事業系 987トン）、ごみ焼却量は2,811トン。
- ・平成27年12月のごみ搬入量は4,106トン（うち事業系1,049トン）、ごみ焼却量は4,076トン。
- ・平成28年 1月のごみ搬入量は3,516トン（うち事業系 873トン）、ごみ焼却量は3,701トン。

【平成27年度排出ガス測定、騒音・振動測定、悪臭物質測定、臭気濃度測定等】

表－2（排出ガス測定）

- ・有害物質（ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類）について、1号炉、2号炉（測定日平成27年10月23日）、3号炉（測定日平成27年9月11日）の測定を行いました、値については全て協定値の範囲内でした。

表－3）、騒音・振動測定

- ・騒音・振動測定（測定日平成28年1月22日）については、次回に報告させていただきます。

表－4）悪臭物質測定

- ・悪臭物質測定（測定日平成28年2月18日）については、次回に報告させていただきます。

表－5）臭気濃度測定

- ・臭気濃度測定（測定日平成28年2月18日）については、次回に報告させていただきます。

表－6）処理水の水質測定

- ・測定物質（カドミウム、シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ダイオキシン類）について、平成27年7月17日に測定を行いました、値については全て規制値、協定値の範囲内でした。

表－7）大気測定車による測定

・前回報告済みです。

表―8) 排ガス中の重金属測定

・排ガス中の重金属測定（測定日平成27年9月11日）については、次回に報告させていただきます。

表―9) ごみ質分析

・ごみ質分析（測定日平成27年11月10日）紙類41.8%、厨芥類15.8%、布類1.7%、草木類5.7%、プラスチック類25.6%、ゴム類0.3%、金属類1.3%、ガラス類0.3%、セト物、砂、石0.6%、その他6.9%です。
水分37.0%、見掛比重が0.131kg/ℓ、低位発熱量については2,820kcal/kgでした。

表―10) 気象測定結果

・次回に報告させていただきます。

【搬入車両数と搬出車両数】

（平成27年11月～平成28年1月搬入車両数）

・平成27年11月3,590台、12月4,480台、1月3,342台、4月から1月までの累計で38,807台、前年同期と比べ657台、の増となっています。

（平成27年11月～平成28年1月搬出車両数）

・平成27年11月111台、12月151台、1月133台、4月から1月までの累計で1,348台、前年同期と比べ105台の増となっています。

【印西クリーンセンター放射性物質に関する報告】

印西クリーンセンターの放射性物質に関する報告について、放射性物質の測定結果は直近1月、飛灰が789ベクレル/kg、主灰が134ベクレル/kg、排ガス中の放射性セシウムの測定は月1回検査を行っており、これまで検出されたことはありません。空間線量の推移について、印西クリーンセンターの敷地内と敷地境界、計9地点で週1回測定しており、そのうち第2、第3、第4、第6地点の4地点、東西南北というような意味で4地点の月平均値を載せています。直近1月の測定平均で一番高いのは、東側、第3地点の0.11マイクロシーベルト/hでした。焼却灰の処理状況について、第3回の環境委員会で報告したときの状況と変わりありません。基準値以下のものについては、民間処理施設での資源化、当組合最終処分場での埋立て処理を行っています。また、当初発生した基準値（8,000ベクレル/kg）を超えた指定廃棄物は一時保管を継続しています。

【質疑応答】

[乙委員]	11月に10日間停止していますが、法定点検のためですか。
[甲委員]	共通設備の定期修理のためです。
[乙委員]	ピットが溢れることは無かったですよね。
[甲委員]	溢れることはありません。
[乙委員]	栄町の一般家庭の原単位が減った理由をお聞きしたい。
[甲委員]	今年度、草木の剪定、家庭で剪定される枝の堆肥化事業を行っていることが関係していると思われます。
[乙委員]	最終的に草木類はどうなるのですか。
[甲委員]	堆肥化し、イベントの際に配布したり有料で売っています。

議題（2）【次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について】

次期施設計画及び現施設の延命化工事の進捗状況について、12月から現在までの進捗状況を報告します。

まず、施設整備基本計画検討委員会ですが、第8回会議で設計から管理運営に至るまでの事業方式について、公式公営のDB方式、公設民営のDBO方式、民設民営のPFI方式の比較評価を行い、DBO方式を委員会として奨励し、また、発注に際しては総合評価競争入札方式が有効であると判断され、確認させていただきました。そのほか、今後の地元協議における参考とするために造成計画の比較評価及び建設候補地へのアクセス道路ルート8案の絞り込み作業としてそれぞれ評価審議を行いました。第9回会議においても、今後の地元協議の参考とするため、煙突の高さは基本59メートルとし、施設整備基本計画に審議内容を記載する旨を確認しました。翌2月から周辺住民意見交換会及びパブリックコメント実施に向け、次期施設整備基本計画案の内容確認及び調整を行いました。

続いて、地域振興策検討委員会ですが、第8回会議で、第7回までの審議内容を踏まえ、全国の地域振興事業を手がけています学識経験委員、委員長と副委員長ですが、2名の方の講評を行い、次期施設候補地におけるインフラ整備、多機能な複合施設、里地里山保全について事業ごとの評価審議を行いました。第9回会議においても、翌2月からの周辺住民意見交換会及びパブリックコメント実施に向けた地域振興策案として掲載しますアイデアリスト100項目の内容確認及び調整を行いました。

以上が本年1月までに行った2つの検討委員会での調査審議内容です。2月には、2つの検討委員会に共通する事項として、2月6日に第2回建設候補地周辺住民意見交換会を印西市、吉田区及び松崎区で実施しました。松崎区から両委員会への委員選出はありませんでしたが、その都度会議内容や報告、連絡事項等は逐次町内回覧を実施していただき情報を提供しましたが、詳細な事項が伝わらない部分も意見交換会を通じ感じられました。これら2つの町内では考え方、認識の違いなどが見受けられますが、組合としても整備実現に向けさらなる理解が向上されるよう対応していきたいと思慮したところです。

また、地区管内住民の方々を対象としたパブリックコメントの募集を2月1日から15日の2週間実施し、施設整備には12件、地域振興には5件の意見を頂戴しました。これらの意見は、3月に開催します各検討委員会でも内容を審議することにしています。

続きまして、平成27年度今後の予定ですが、3月6日に地区管内の住民の方々を対象とした両検討委員会主催の検討結果報告会を開催します。2月からの周辺住民意見交換会、パブリックコメント、検討結果報告会、これらのご意見等を3月13日開催予定の施設整備基本計画検討委員会、3月27日開催予定の地域振興策検討委員会において最終審議を行い、答申内容をまとめることにしています。最終的には3月30日水曜日にそれぞれの検討委員会の委員長から答申書を組合管理者に提出していただきます。組合では2つの委員会からの答申書を参考にして事業の方針を固め、平成28年度早い段階から周辺町内会との具体的な協議を進め、事業の合意形成とる整備協定の締結を図ってまいります。

以上が平成27年度次期施設計画事業の進捗状況です。

印西クリーンセンター延命化工事について説明します。

今回は3回目からの会議内容、施工承諾状況、事業スケジュールを説明いたします。3回目の会議は、昨年12月21日行いました。塗装、歩廊、工事写真及び電気計装設備の説明がメーカーからありました。4回目の会議は、本年1月20日行い、危険物、クレーン等の官庁届け出の件、2号ボイラの説明などがメーカーからありました。5回目の会議は2月23日行い、平成28年度のスケジュール、電気計装設備、保温等の説明がメーカーからありました。承諾の事務は、現在進めています。今年度は12件で、承諾済み3件、協議中及びこれから協議が9件です。来年度は19件を予定しています。

続きまして、事業スケジュールを説明します。今年度は、実施設計図書等の書類審査のみでしたが、平成28年度から本格的な工事に入ります。設備ごとに説明します。

受入供給設備のごみクレーンは搬入したごみをよく燃えるようにかき混ぜ、焼却炉の投入口へ一定量運びます。このごみクレーン2基を更新することにより、焼却炉の安定燃焼に寄与します。工事は10月から機器の搬入準備を始め、施設機器の撤去、設置を行います。

燃焼設備の焼却炉等は平成28年度に2号炉、焼却炉本体の耐火物を中心に施工し、ごみクレーンと同様に安定燃焼を促します。次に、燃焼ガス冷却設備の廃熱ボイラは、焼却炉上部に設置し、焼却排熱を吸収して蒸気を得る装置で平成28年度は2号炉ボイラ本体及び共通設備としてボイラへボイラ水を持ち上げるボイラ給水ポンプ等を更新します。燃焼設備及び燃焼ガス冷却設備の2号炉共通系を7月から始めますので、2号炉は12月までの間、約6カ月間停止します。

給排水・排水処理設備の機器冷却水ポンプ等は共通設備としてのポンプ及び排水処理装置の制御盤の更新で11月の全炉停止期間に行います。この期間を目指して10月から準備を行います。

通風設備の各送風機の電気設備の回転数、制御装置をあわせて更新し、2号炉焼却炉内の圧力を最適な状態に制御します。

灰出し設備の灰クレーンは焼却灰を搬出するためのクレーンです。焼却炉が停止する11月の全炉停止期間を目指しまして準備し、更新します。

電気設備の制御装置等は送風機の回転数制御装置に加え、共通設備としての非常用発電設備の盤の更新を10月から行います。非常用発電設備は、停電時に瞬時に起動して主要設備に電源を供給する装置です。

計装・データ処理設備の自動制御システム等は、各機器をコンピューターにより集中制御しています。この設備と現場の発信器を更新します。共通設備は11月と12月の全炉停止期間に更新いたします。

土木・建築工事は屋根に設置する機器搬入口の工事と屋根防水工事をあわせて行います。

今回の工事はプラント全体の性能保証を伴う発注です。平成28年度に更新した機器類を対象に1月から3月の間で引き渡し性能試験を行います。

全炉停止期間は、11月に10日間、年末年始に6日間、2月に10日間を予定しています。3号炉関係の工事は、平成29年度に行う予定です。最終的な工期は、平成30年3月31日までになります。

最後になりますが、延命化工事中も周辺の皆様の生活環境を維持し、騒音、振動、臭気等の公害防止を遵守するように指導します。

以上です。

【質疑応答】

[乙委員]	施設計画と地域振興策のパブリックコメントで1件両方とも無効がありますが。
[甲委員]	住所と氏名の記名が無いため無効としましたが、意見の内容については委員会に報告しています。
[乙委員]	意見は、ホームページ等で見られますか。
[甲委員]	委員会が開催されていないため、公表されていません。
[乙委員]	委員会開催後は見られますか。
[甲委員]	委員会の審査結果として公表する予定です。
[乙委員]	延命化工事に伴い、今年度施設が全部停止するのが11月に結構な日数あるのですが、先ほどの検査の10日間はこの中に入っていないのですか。
[甲委員]	11月の全炉停止期間は、兼ねています。
[乙委員]	延命化工事のスケジュールですが、2号炉が7月から12月までの6か月間停止するようですが、その間は1号炉と3号炉で運転することになると思います。1号炉は延命化の対象ではないがトラブルが起きたとき3号炉だけになります。大丈夫ですか。
[甲委員]	延命化工事のほかに定期修理も入ります。その間、炉の操炉については十分調整をし、1号、3号で運転できる工程を組んで修理する予定です。
[乙委員]	アイデアリストが100項目あり、これはできる、できないとか、そういう絞り込みは、今回の委員会ではやらないと聞いているが、どこで集約するのか。
[甲委員]	基本的に次期施設の事業の流れですが、地元との対話を最重要視して進めています。用地の公募の段階から地元から応募があり、地元の方々と一緒に上げていく次期施設にしていくという形が基本的にコンセプトにやっていますので、今回出されたアイデアリストについても、どれとどれをどういうふうに複合的に組み合わせて地域振興につなげるかは4月以降の地元との協議で決めていこうということになってまいりますので、100のアイデア全てを要望として出ているわけではありません。地域振興のもとには地元の課題をどうクリアさせていくか、それを少しでも軽減させていくところからスタートしていますので、そういったものを組み合わせて地元が抱えている高齢者の問題、人口の流出、そういったことに対してどのように地域振興策が今後意味を持っていくかを4月以降地元との協議でまとめていきたいと思っています。いきなり100のアイデアでどれとどれをやりますかという、乱暴な協議にはならない予定でございまして、地域振興策の検討委員会からの答申を受けた内容をまずは組合が整理をさせていただこうと思っています。幾つかの事例やパッケージをつくって地域振興策として予想、想定されるビジョンをつくり、地元と協議をさせていただければと一応地元にはお話をさせていただいております。ですので、施設整備の基本計画、要は今後の清掃工場の形とそれに伴いまして地域振興策、特に清掃工場から出るエネルギーを最大限活用できた内容で地域振興策を展開していく。この2つを組み合わせると最終的に地元の方々との合意形成を図っていく協議を4月から行っていきます。アイデアリスト100のうちどれだけ採用していくかは地元の人たちとの協議に。場合によると100のうちの10かもしれないし、5つかもしれないし、もしくはもっとになるかもしれない。そこには当然、最終的に事業費も絡んできますので、そういったことも含めて全て協議をさせていただく予定です。
[乙委員]	アイデアリストを見ると、おみこしが古くなったから修理してください、というもので載っていますが、最初から対象外としなかったのか、何でも出したらよいということで挙げたのですか。
[甲委員]	地域振興の内容自体は、全て行政がやるということではなく、今後地元の方々例えば会社組織を運営して、その中で運営していく事業等も出てくるというのもアイデアの中には出ています。そういったスキームを提示しています。そういった中で、例えば会社組織として運営していく中で、利益を上げる中でおみこし類を直すのはそういったところから捻出していくという話になってくるのかと思っています。基本的におみこしがありました、では我々が直します、そういう要望の単純な話ではありません。 我々が手を施せるものと、地域振興として地元の方々汗をかいてやっていく中で利益を生んで、クリアをしていくアイデアも全部含めて今は載せている状況です。ご理解いただければと思います。
[乙委員]	いつごろ集約して。要は吉田地区の同意書が出たときは、私もその文書を見たのですが、我々の要求がある程度受け入れられたら同意します。条件つき同意という。だから、いつの時点から本当に同意してくれますよねという確認はとらないとだめですよ。それがいつごろなのかかなと思っています。

[甲委員]	同意の時期としては、28年4月からの半年間で同意にこぎつけたいと思っております。ただ、これは相手方がいることですので、協議内容によって短縮される場合も、延びる場合もないとは言えないと今考えております。
[乙委員]	わかりました。最後に施設計画ですが、事業方式の中でDBO、公設民営方式を採用したいと説明受けたのですが、DBO方式を説明してください。
[甲委員]	DB方式は全て行政側がお金を出してやっています。建設も組合が出します。管理運営は組合が委託先と契約をし、お願いします。DBO方式は、基本的に建設に関してのお金は行政側が出しますが、設計段階から民活を利用し、管理しやすい方策をとってもらいます。スパンとして管理を20年間してもらおう中で、それぞれの企業でどのような形を提案してくれるのか。設計の段階からつく細かい管理しやすい方法、それぞれの企業が管理しやすい方法を設計に組み入れて、全く組合がお金を出さないことではないのですが、その中で利益をつくらせていただきながら管理運営をしていただくという形。我々としては建設の段階でお金を出しますが、それぞれの企業がやりやすいやり方を入れて、公費を抑えてやっていくという形です。PFIは、最初から資金の調達から何から全てが、民間が準備から運営まで全部やっていただくという形になります。その3つの方式について評価をし、審議してきましたが、全国的な今の清掃工場を捉えて発注方式としてはDBO、公設民営方式を非常に多くの自治体が入力している中、私どもの委員会でもこの3つの中ではDBO方式が一番推奨する形がよいのではないかとということで、協議されたところです。今言ったような話の中で、ただ金額的な入札でやると、そういった意図とするものが見えてこないものですから、設計はこういう形、管理運営はこういう形で企業としてはこういうところから利益を上げるなり、そちらとの委託額などを抑えることはこういうことですよというような、総合的な評価をする、プロポーザル的な内容も含めて発注を検討していったらどうですかというのが委員会からの提案です。
[乙委員]	DBOとは、デザイン・ビルド・オペレーションという略ですよ。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	このクリーンセンターは、DBO方式。
[甲委員]	DBO方式です。
[乙委員]	運転は委託するかもしれないけれども、DBO方式とは違うのです。
[甲委員]	はい、そういうことです。
[乙委員]	設計段階から会社が決まっています、おたくにもう出すよ。設計段階から彼らに参与してもらおう。そういうことで理解してよろしいですか。
[甲委員]	基本的にはそういうことになります。管理しやすいやり方を設計段階からそれぞれの企業から提案してもらおう。Aの企業であれば、Aの企業のオリジナリティーでこういう形で管理運営するために設計はこういう形で入っていくというところから、総合的に全てにおいて提案をしていただく形になります。
[乙委員]	地域貢献策でこれとこれやりましょう。例えば焼却施設のほかに、何か住民が利用できるエリア。何とかエリアというのは建物でもいいですけど、つくりましょうと決めたら、それも当然含めて設計してもらおうということで考えていいのですか。例えばお金がないから、それはやめますと勝手に約束をほごにされることはないと考えていいのですか。
[甲委員]	基本的には現段階では地域振興策の施設の管理運営まで含めたDBOとは考えていません。施設だけです。詳細は、今後当然ながら連携を図っていかなければいけないと考えます。
[乙委員]	熱の供給にかんしては。
[甲委員]	供給のバランスの設計は、当然ながら施設整備でしますが、供給を受け入れる側の運営に関しては、別の問題になります。
[甲委員]	全てを含めた一体的なものではなく、施設整備としては、ごみを焼却することで生まれるエネルギーの供給をどうするかを含めてDBOでやっていくことになります。ただ、基本的にはある程度今の段階でどのくらいのエネルギーの供給バランスを、熱エネルギーのバランスを考えなければいけないのかということも当然ながら検討はしておりますので、そういった含みを持った上で最終的な総合評価に持っていければと考えております。
[乙委員]	わかりました。延命化工事で国から補助金もらう、交付金ですか、今よりも熱効率を上げなさいという条件がありますね。それは、排熱ボイラの増設で生かされると考えていいのですか。
[甲委員]	そうです。国からの交付金をもらう条件として二酸化炭素(CO ₂)3%以上の削減の条件があります。主に通風設備。

[乙委員]	通風設備、そこで水圧は下げられるのか。
[甲委員]	あと電気設備。これによって送風機をインバータ化して、CO ₂ 削減、電気料に換算した場合も…
[乙委員]	効率のいい運転をインバータ入れてやりましょうと。
[甲委員]	はい、インバータ入れて効率よく。
[乙委員]	それで、電気代が安くなり、少なく、節電できてCO ₂ が下がりますと。
[甲委員]	そういうことで削減します。
[乙委員]	次期施設で、煙突59メートルを基本と先ほどおっしゃいましたが、59メートルに決まったという理解でよろしいのですか。それとも、100メートル、130メートルぐらいになる可能性があるかと理解したほうがいいのですか。
[甲委員]	委員会での検討内容は、59メートル、基本的に航空法等の障害に当たらない高さになるのですが、59メートルでよいのではないかと提案としています。最終的に高さが決定するのは地元の方々の協議で、高さを決定していく考え方でおります。
[乙委員]	最終決定権は、誰が持つのか。
[甲委員]	組合管理者です。
[乙委員]	それまでは決まらないということですね。
[甲委員]	地元の方々が景観の問題ですとか、いろいろなことを考えた中で、煙突の高さをどうしたいかという考えを聞かせていただいた上で決定、合意をしていきたいと考えておりますので、委員会としては基準となる高さが多面的に考えて59メートルでよろしいのではないですかと提案をさせていただいたということで、最終的には建設候補地となっております地元の方々の協議の中で決定していきたいということです。
[乙委員]	ここの現状の煙突に関しても59メートルなのですが、実際道路面より4・5メートル低いです。実際向こうも掘り下げ方を基本的に推奨していますね。そうしたら、59メートルから低くなるわけです。煙突は高ければ高いほどいいが基本だと思います。別に200メートル、300メートルにしないと言っているわけではないですが。
[乙委員]	私は逆だと思います。逆に言うと住友のアピックは60メートル、UFJ、住友海上は100メートルです。100メートルとか130メートルぐらいにされたら、どこからも煙突が見える世界になる。そんなことはちょっとあり得ないと思う。
[乙委員]	移転先のところで一応建設場所から、例えば高さによって当然最大着地濃度というのが決まってくる場所がありますよね。そこら辺のことは、ちゃんと考慮されてするという事に含まれているのですか。ただ単に景観だけをもって決めるということなのですか。
[甲委員]	拡散の最大着地濃度等も示した上で、高さを決定していきたいと考えております。
[乙委員]	いきたいというのは、まだ、では59メートルが基本だということなのですか、それとも。そこら辺あたりの、今の言い方だとどういうふうにとればいい、考えればいいのかというのが。
[甲委員]	造成計画地、それが平面地なのか、マイナス5メートル切り下げるのか、10メートル切り下げるのかという提案もさせていただいております。その中で委員会ではマイナス5メートルが経済的にも一番いいのではないかと。景観的にもいいのではないかとという推奨値を評価はしておるわけですので、そういったものを全て地元と協議した中で、例えば5メートルを切り下げた中で59メートルの煙突の場合ですと、こういった拡散がこの周辺地域にまでこういう形で出ますと示しながら協議をしていきたいということです。まずは地元の方々がどの高さを希望するのか。そのために、いろいろな高さの場合にこういうことになるという資料は当然ながら我々が提示していかなければならない。その中では経済性の問題も含めて協議に入っていきたいということで考えております。

[議 長]	<p>煙突が59メートルまでは航空標識に対して点滅灯をつける必要はありません。ところが60メートル以上になると、このように空港に近いところでは煙突高さを示すものを取りつけなければなりません。記憶されている方もあると思いますが、平成十五、六年ごろ、環境委員会から59メートルを130メートルに高くしてくれという要望を出したこともあります。ところが、煙突をつくってから法律で決められた30年ぐらいまでの間に煙突を高く建てかえると、それは全部自治体が出さなければいかぬと。その10億円のお金がないということで市長が反対し、結局今でも59メートルのままでした。59メートルというのは景観と航空標識の両方がありますが、問題が2つありまして、ご存じのように、煙突が高いほど地面まで落ちるときに煙突の煙の中の有害物質は薄くなります。</p> <p>それからもう一つは、真冬に逆転層というのができることがあります。そうなりますと煙突の出口からは水平に、直角に煙突の高さと同じ状況で煙突からの出口の煙の太さのまま真横に200メートル、300メートル行きます。この例ですと、ローレルスクエアが200メートルぐらいですが、そこに全然薄くならないまま窓に吹きつけた例があります。逆転層ができるときだけですけれども。何年に1回か2回あるぐらいのものなのですけれども、そういうことがあります。それで、煙突の59メートルというのが今お話に出ましたように、いろいろ問題を持った件だということをご説明しました。</p>
[乙委員]	<p>煙突の高さと排ガスの量によって最大着地濃度、距離が決まる。煙突が高ければ高いほど遠くに最大着地濃度ができて、それでただ遠くになればなるほど薄まると。今回の煙突の高さは地元と話し合っただけで、では、地元というのはどこだというと、吉田地区と松崎地区。そうすると、わずかに二、三百メートル範囲の方々の了解を得ると。ただ、煙突の本当の被害を受けるのはもっと遠いところの最大着地濃度になるところの住民がいわゆる一番濃度が高い地域だと。だから、私の要望としては煙突の高さを決める場合はその最大着地濃度に当たる地域の方の了解も取りつけてくれということが当然のことながらあるので、それは配慮してもらいたい。もう本当の二、三百メートルのところの方々がいいよと言っても、実際の被害はもっと遠いところにあるというふうになってしまうので、そこはちゃんと判断してほしいと思います。</p>
[議 長]	<p>いいご意見だと思います。大変だとは思いますが、その件もお願いします</p>

議題（3）【印西クリーンセンター周辺臭気について】

前回12月の環境委員会でのご意見等を踏まえて、これまでご報告してきた内容をまとめたものです。今回改めて報告させていただき、平成28年度のモニタリングの実施協力について、今回協議、確認させていただきたいと思います。

1の実施目的ですが、印西クリーンセンター周辺住民の方からのおいに関する情報提供を踏まえて周辺臭気に関する現状把握を目的に実施協力いただきました。

2の実施期間ですが、平成26年度9月から今年度27年8月までの1年間です。

3の実施協力者及びモニタリング地点ですが、記載のとおり北側地区では6名、南側地区では5名、合計11名、11地点です。

4の実施方法及び頻度ですが、モニタリング地点の屋外で週1回嗅覚により、においの有無等を確認し記録する定期モニタリングと、日常屋外で、においを感じたときは記録するものです。

5の実施結果については、前回の環境委員会でご報告しましたが、さらに詳細にまとめたものです。

定期モニタリング、合計289回のうち、においありの報告は38回、また定期モニタリングとは別に、においありの報告が19回、ほか、この間の一般通報が2回ありました。北側地区の状況、南側地区の状況については、記載のとおりです。

次に、定期モニタリングのにおいなし、251回の報告時間帯の風向きです。印西クリーンセンターの風向きは、モニタリング地点が風下側でない時間帯が179回、風下側の時間帯が68回、確認できないものが4回ありました。北側地区の状況、南側地区の状況は記載のとおりです。

次に、においありの報告時間帯の風向きです。においありの報告は57回ありまして、モニタリング地点が風下側でない時間帯が51回、風下側の時間帯が4回、確認できないものが2回ありました。北側地区と南側地区の状況は記載のとおりです。

次に、においありの報告の中の臭質及び臭気の強さの程度です。臭質は、燃焼臭・焦げたようなにおいが最も多く34回、腐敗臭が1回、その他4回、未記入18回でした。また、臭気の強さの程度は、少しにおいが27回、においが23回、強くにおいが6回、未記入1回でした。北側地区の状況、南側地区の状況は記載のとおりです。

次に、一般通報2回の状況報告について記載しています。

6、実施結果の状況について、1つ目として、印西クリーンセンターの運転状況は継続して安定、良好な状

況でした。2つ目として、印西クリーンセンターの周辺では、風向きにかかわらずにおいが確認されました。なお、南側地区に対し北側地区で多く確認されました。また、印西クリーンセンターから風下側の時間帯でにおいが確認されなかったのが68回ありました。

3つ目として、確認されたにおいの臭質は、燃焼臭、焦げたようなにおいが全体の約6割でもっとも多い状況でした。なお、今年度、平成27年6月に実施した印西クリーンセンター周辺臭気調査業務委託の印西クリーンセンター排ガスの臭気判定結果で得られた臭質、こげ臭ではなく塩素臭を薄めたにおい、というような報告はありませんでした。ただし、約4割にあたる22回については、その他及び未記入という報告でした。

4つ目として、においが確認された日に、印西クリーンセンター周辺住民が一般通行人からの情報提供や問い合わせは一度もありませんでした。また、関係機関への確認の中で通報等もありませんでした。

5つ目として、参考に、印西クリーンセンター周辺臭気調査業務委託の印西クリーンセンター周辺の臭気判定結果、印西クリーンセンター外周を含む周辺27地点では、印西クリーンセンター排ガスの臭質とは異なる草木のにおいや焦げ臭、自動車排気ガス臭、調理臭などのにおいが確認されています。

今回、報告内容の参考資料として、別紙1から別紙5ということで実施いただいた状況を全て添付しています。

印西クリーンセンターの今後の対応等については、1つ目に、においに関する問い合わせの際は、受けられる体制、連絡のとれる体制を続け、迅速に調査、対応いたします。

2つ目に、印西クリーンセンターの臭気濃度低減対策として、焼却前のごみの攪拌を十分に行い、常に完全燃焼を心がけた運転管理に努めます。

3つ目に、平成28年度についても、臭気に関する専門家を有する外部機関への調査委託を夏ごろに実施したいと考えています。

最後に、周辺臭気に関するモニタリングの継続について、これまでの報告、状況等を確認いただき、平成28年度の実施協力について、本日の環境委員会で皆様のご意見をいただいて、実施する場合には協力をいただかないと実施できませんので、引き続きモニタリングを実施するかどうか確認したいと考えています。

以上で説明を終わります。

【質疑応答】

[乙委員]	1年間モニタリングして、クリーンセンターがにおいの原因かはっきりしませんでした。来年度もやるのは賛成です。
[甲委員]	クリーンセンターとしますと、協定目標値の500を守ることが大事なのかなというところがまずあります。モニタリングはクリーンセンター周辺臭気の状態を確認させていただくために始めたのですが、この結果を見てわかるとおり、周辺ではいろいろなにおいが出ています。我々ではなかなかわからない部分が多いので、国家資格を持った専門家に委託をしたというのが今年度の状況です。その調査結果では排ガスの臭質というのは、周辺で一度も確認されませんでしたし、ここで報告をさせていただいたとおり、住民の方々からも、そういったにおいということは報告がなかったということは事実として報告させていただきました。そういう意味で、これまでの状況からクリーンセンターとしますと、周辺の方にいわゆる不快感を与えるようなにおいはクリーンセンターとしては出していないというふうに、今年度の状況からしますと私どもは考えているのですが、周辺にお住いの方からクリーンセンターのにおいがするというような強い情報提供がありましたので、その状況を皆さんに協力いただいて確認をしていただいたということでございます。
[議長]	この件については、私もそうですが、何回も煙突から出る排ガスをここの工場へ来まして、においをかいでみました。私の鼻、かなり衰えています、まだ住んでいる団地で近くの畑なんかでたき火をされますと燃焼臭がはっきりわかります。その程度の鼻ですが、ここの煙突出口を薄めないままでもにおわないのです。ですから、ここのその煙突の排ガスでこういう燃焼臭とか、それに近いにおいがするという住民側のあれをどう取り上げるかなのです。そういうお話をしますと、例えば北側地区に住んでおられる委員から今におうから来てくれと言われ、私、自転車で行ったことがあるのですが、そのときに、今までにおったけれども、もうにおわなくなったというふうなので、におわなかったのですが、その方のお考えとしては、つまり操業にもいろいろ波があるだろうと。だから、地元の私が全然におわないよといったときにはそういう状況だったのだけれども、時にはにおいも出るのではないかとというふうなことです。これが問題を複雑にしているのです。

[乙委員]	<p>においというのはすごく個人差があり、すごく感じる人と感じない人がいる。感じる人が、においがするというのは、やっぱりそれはにおいがしているはずなのね。ただ、どこからのにおいかというの調べないとわからない。</p> <p>それから、第三者機関にお金をかなりかけて調査してもらったというの、これは必要ですけども、本当はにおいがすると言われたときに第三者機関、専門機関が来て調査するのが一番いいのだけれども、それが現実には無理だとなると、私なんか心配しているのは、では今の状態でもにおいがするという方がいらっしゃるとすれば、今の我々が公害防止協定で決めた臭気濃度の500倍というのが、甘いのかなと。もっと厳しくしなければだめなのかと。では、因果関係がわからないから、それは我々としては今すぐ言えないですよ。だから、そこを何とか決着つけてほしいなと思います。難しいとは思いますが。現においがするという人がいて、それが本当のクリーンセンターのにおいだったら、何か対策とらなければいけないわけです。これができていないというのは一番問題だと思うのです。</p>
[議 長]	<p>この件についてですが、1つだけ問題は、例えば真夜中に工場へ電話かけて今におっているよといっても、工場側に夜中だと、担当がいなくて駆けつけることができなかつた。そういうことがありました。そういうことを含めて、何かご説明あればお願いします。</p>
[甲委員]	<p>以前、連絡をいただいた際に対応できなかったということを踏まえて、今は24時間体制で連絡をとれるようにしています。それから、においの件は、皆様方と協定の中で目標値ということで500、これを定期的、年2回の測定の中でどういった値なのかという状況を確認しながら報告していくことと、クリーンセンターでは、できるだけ低い値になるような運転管理に努めていくこと。また、専門家にもご相談しながら、さらにいい方法があればということも考えていきたいと思っています。</p>
[乙委員]	<p>来年度調査を進めますよということですね。</p>
[甲委員]	<p>来年度も専門機関への調査委託として、排ガスの臭気判定と周辺臭気の判定ということで実施する予定です。</p>
[乙委員]	<p>一番においがすると思われる時期、夏に行うということですね。9月ですか。</p>
[甲委員]	<p>今年度は6月5日に実施しました。28年度は7月ごろに実施し、9月に報告できればという考えですが、場合によっては12月の報告になるかと思います。</p>
[乙委員]	<p>これは、難しいです。前もって日にち、時間は決めなければいけないですよ。でも、そのとき強風が吹いてしまったり、雨が降ったとか、いろんな気象条件がありますよね。だから、においが一番する気象条件のときに来てもらうのが一番いいのだけれども、それは事前に決められないですね。これが一番困ると思うのですけれども。においがほとんどしない気象条件もありますよね。強風が吹いているとか何か。そのときに幾らはかつたってお金の無駄ですよ。</p>
[甲委員]	<p>専門機関への調査委託はクリーンセンターの周辺360度、いわゆる一方ではなく周辺1.5キロメートルの範囲内なので、各地点で測定しますので、気象状況によってというのは若干あるのかもしれませんが、よほどの天候不順でない限りは、その予定に沿って実施します。</p>
[議 長]	<p>今まで進めてきたやり方を継続すると。また、次年度の委員会になりますと、委員の方もかなりの方が入れかわられますから、その方のご意見も聞いてその後どう続けるか、次の委員会でもまた議題として取り上げて決めるということではいかがでしょうか。</p>
[甲委員]	<p>モニタリングの実施について、次回の委員会へ持ち越すということでしょうか。</p>
[議 長]	<p>ほとんどの方がかわられますので。</p>
[乙委員]	<p>実施する方向で決めて結構だと思います。あとは誰がモニターになるかという話ですから。私は、モニターになります。</p>
[甲委員]	<p>そこが前回の委員会から持ち越しになっていることで、我々としてはモニタリングをやるのか、我々としてはにおいに対する専門家への外部委託は継続しますが、皆様としてモニタリングの事業をどうするのかということは棚上げ状態になっていましたので、そこだけははっきりさせていただければと思います。</p>
[議 長]	<p>また、委員はやってくださる方が出ると思います。委員会としても、住民代表としても提案します。やってくださる方、手を挙げてくださいというのを提案します。</p>

[甲委員]	12月の委員会のときに、周辺住民の方にご負担をかけることになって、こういう状況であれば、実施する必要はないのではという意見と、1年間しかやっていないので引き続き実施したほうがいいのではという意見が両方あったかと思うのです。そういった状況を踏まえてクリーンセンターとしては、次年度の臭気に関しての調査関係を予定しているのですが、環境委員会としてモニタリングというものを実施するのか、前回のお話の中で、もうモニタリングは実施しなくていいのではないかという、そこのところを確認したいと思っています。実施するということだと、やはりこの委員会を通した中の周辺の方の協力をいただかないとできないということです。
[議 長]	皆さん、いかがでしょうか。モニタリング引き受けると言われた委員もおられましたし、私も引き受けませんが、住んでいるところがちょっと、場所が臭気濃度を見るにはよくないのです。2人とも1キロ以上離れておましてね。一番いい方は、この前も何回も出ました小倉台の方、私が何回もお宅へ行ったのですが、煙突とその間、障害物が何もないわけです。ですから、何かにおうたびにこれは煙突から出たのではないかというふうにお感じになったわけです。やはりそういうモニタリングに適当なところに住んでおられる方、自分が引き受けると言ってくたさるとこの件については一番いいのですが。そういう件で、曖昧になっていて申しわけなかったのですが、次の委員会でそういうところからまた委員が出てくださるかもしれませんから、次の委員会ではもう一度提案することではいかがかとは思いました。
[乙委員]	どうですか、小倉台の方。今度委員になる方にモニターになってくださいと、引き継いでくれるのが一番いいのですけれども。
[議 長]	工場側は、非常にまとめにくいデータをまとめてくださってありがとうございました。これをまた住民側に配りますので、それを見てまた新しい委員がこの次モニタリングを引き受けるなら引き受けるということになるように、次にまた議題として出すことを考えます。
[乙委員]	モニタリング制度を続けていいですね。皆さん、反対ないですね。いや、皆さん、今オーケー、うなずいておられたから反対の意見がなかったらいいのではないですか。
[議 長]	そういうことで次回にまた議題として出しますのでお願いします。モニタリング引き受けてくださることを頼んで。
[甲委員]	モニタリングは継続するということがよろしいのでしょうか。
[議 長]	そうです。
[甲委員]	そうしますと、委員さんの任期は1年ですので、自治会様のほうに委員の選出依頼をするときに、併せてモニタリング実施協力者の推薦依頼をさせていただきます。その上で6月の環境委員会でまた協議いただきたいと思います。
[議 長]	お願いします。
[乙委員]	先ほどにおいの通報があったときの話を、今年度と同じような方法を継続しますというお話がありましたよね。そういう認識でいいですか。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	それでしたら、どこに電話をかけてくださいと。何時から何時まではここに電話してくださいと明確に表示してほしいのです。表示しないと、過去と全く同じことが起きると思います。それで、通報があったら速やかに来ていただけるという理解でいいのですか。
[甲委員]	速やかに行けるかどうかは、その時間帯等によっては難しい場合もあるかと思いますが。担当のほうにそのときに連絡が来て、その状況を確認して当たれるようにはしています。具体的にいきますと、これまで夜間のときに連絡がとれなかった体制を24時間体制で運転していますので、夜間は一旦そこで受けて担当職員へ連絡する、というふうに切りかえました。

5. その他【自治会側から事前に提出された「平成27年度第4回環境委員会議題」について】

質問1. スプレー缶を穴あけしないままでゴミ出しできる変更について

・平成28年度（28.4.1以降）からの内容

【回答】

スプレー缶の回収について説明いたします。今まで穴をあけて燃やさないごみとして出していたスプレー缶類は、平成28年4月1日から出し方が変わります。穴をあけずに資源物として資源の日に出していただくもので、出す際にはご家庭にある透明な袋、または市販の透明な袋に入れて出してくださいとお願いをしているチラシです。また、印西市と白井市の広報3月15日号と4月1日号に同様の内容で掲載していただくことになっており、組合広報の3月31日号でも掲載をいたします。回収後は、従来のジュース類の缶と同様に中間処理を

してスチールとアルミに分け、資源物として売却をする流れとなる予定です。

[乙委員]	穴をあけないで透明な袋に入れて中身を使い切って、集積所に出せばよいということですね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	今までは燃えないごみとして出ていたのが資源物として瓶、缶と一緒に出せる。それからもう一つ、確認あります。瓶、缶も集団回収をやっているところがありますね、町内会、学校とか。これは対象になるのですか。
[甲委員]	有価物、集団回収をしている収集運搬する業者さんがどう判断していただけるかがポイントになってくるかと思うのですが、収集運搬する業者さんには今月中にもスプレー缶の出し方が変わるといことで、ぜひ配慮願いたいとご連絡の文書は出す予定でおります。具体的には収集業者さんがどう判断されるかによるところです。
[乙委員]	穴はあけないで出す、どこかで穴あけるわけですね。収集した業者さんがやるのかわかりませんが、今集団回収で受けている業者さんが運ぶだけとなると、その先がオーケーしないとだめだということですね。
[甲委員]	そうです。
[乙委員]	袋は違って出すけれども、出す曜日も違いますね。
[乙委員]	燃やさないごみの日に透明の袋に入れて出し方だけ違えたらいいのか。
[甲委員]	燃やさないごみは月2回、資源物は週1回で、地域ごとに収集日が違いますが、これまでの燃やさないごみから資源物として出してくださいという案内をしています。
[乙委員]	缶と一緒に、同じ曜日だけれども、缶の袋の中に入れてはだめと。別途、透明の袋に入れてくださいということですね。
[甲委員]	はい。
[乙委員]	何で穴をあけなくてよくなったのですか。
[甲委員]	配付しましたチラシの裏面に記載のとおりです。
[乙委員]	火災による死亡事故が全国で繰り返し発生、ということですか。
[乙委員]	完全に中身を使い切ると書いてあり、中身が残っている場合は印西クリーンセンターへご相談ください、とも書いてあるが、相談したらそのまま出せるのか。
[甲委員]	相談を受けたら、残っているものはそれを処理してくれるところをご紹介します。
[乙委員]	そのこの業者に各個人が持って行って、処理をして、その後に出すということですか。それとも業者さんをお願いしたら、その後は業者さんが資源の回収ルートに乗せてくれるという意味ですか。どこまでやればいいのでしょうか。
[甲委員]	相談を受けた際は、不用なぼろきれとか、そういうごみで出すものに全部出し切ってくださいと説明しています。場合によっては業者さんを紹介もしています。
[乙委員]	できなかつたら。
[甲委員]	こういうものはルールを守っていただくことが大事なのです。出した人間が誰だかわからないからといっていろんな事故は起きるのです。例えば収集車の中で爆発したり、今までの資源ごみとしてではなく、可燃ごみの中に入れて出す人だっというわけですから、そういう意味で中身は使い切ることを前提として注意喚起も含めてうちに連絡をくれれば、それなりの対処はご相談させていただきます。
[甲委員]	工場で働く人、収集する人、こういう方々に危害が加わる可能性を十分想定しなければいけない部分もあります。ルールの中で排出していただくことが大事になってきますので、今後も周知は続けていこうと思っています。

○追加質問

質問、2月9日の朝日新聞に次の記事が掲載されておりました。昨年11月13日、市原市の福増クリーンセンターの第二工場のごみピットで火災が発生し、ごみクレーンや照明、窓ガラスが熱で変形や破損したが、排熱ボイラが煙で腐食するなどした出火原因は不明。そこで質問ですが、①、福増クリーンセンターの出火原因がわかっていたら教えてください。②、原因がわかっていなくとも、印西クリーンセンターのごみピットでも火災発生の可能性がありますか。可能性があるとするれば、それはどのような原因ですか。③、現在の印西クリーンセンターのごみピットの火災予防対策はどのようになっていますか、環境委員会でご回答願いますというご質問でした。

[乙委員]	<p>ちょうど2月5日にも横浜の都筑工場という、焼却場で火を災起こしています。発見が早かったために4時間後に消火しましたが、市原では発見が遅くピットのクレーンまでやられてしまい、特殊なクレーンのため、つくりかえて導入するのに今年の9月まで待たなければいけない。その間、第二工場全部停止だということです。ごみが余ってしまっているんな市に委託しています。お金がすごくかかっている。こんなことがここで起きたら、しかも第二工場、第一工場とあるわけではないので、全部とまってしまう。対策はどうなっていますか。</p>
[甲委員]	<p>昨年11月13日市原市福増クリーンセンター第二工場にて火災発生がありました。ごみピット内から火災が発生し、照明やクレーンが損傷したそうです。出火原因は特定できず、復旧は9月を予定しているとのこと。当クリーンセンターでも可燃ごみの中に出火原因になるものが搬入された場合は、火災発生の可能性は十分あります。ただ、市原の福増クリーンセンターではごみピット内をカメラで監視していなかったようです。しかし、当クリーンセンターでは常にごみピット内をカメラで監視しています。したがって、煙が上がったときは直ちに水をかけて消火できるような体制にしています。また、破砕機からのごみも入りますが、このごみもコンベヤー上、常にカメラで監視しておりますので、すぐに消火できるように対応はとっております。火災は、火種の段階で発見するように心がけております。</p>
[議 長]	<p>お話のように、必要なところに連続してカメラで監視し、運転室には24時間何人もの人がいますから、誰かがすぐ気がつくわけです。</p>
[乙委員]	<p>カメラでは画面しか見られず最初の出火時はわからないはず。煙感知器、赤外線で熱がすぐわかるとか、そういう監視システムを入れているところもあるみたいです。それから水かければいいというのだけれども、自動で熱を感知して水がかかるといいのですが、人間が操作するのでテレビを見ていなかったらどんどん燃えてしまいます。システムを改良したらいいのではないかと。今度の延命化工事でやるべきではないかと思いました。</p> <p>それから、ベルトコンベヤーで見ているというけれども、燃やすごみはベルトコンベヤーに乗せませんから、中身はわかりません。</p>
[甲委員]	<p>工場内での管理関係の説明をしたのですが、まずは排出される際に、事故になる前の段階でマナーを徹底していただきたい、例えば使い捨てライターが残っている状態で見られるとか、燃料缶の中に燃料が残っているものがごみとして出されるとか、まずは事故になる要因の部分で排出される際の出し方の啓発、周知もしていきたいと考えております。</p>
[乙委員]	<p>心配なのは、出し方が変わってしまう。そのときに資源物で出せばいいのにスプレー缶に穴をあけないで間違えて燃やすごみの袋に入れてしまう。そうすると火災の原因になります。出し方が変わるときは、混乱しますので注意してください。</p>

[事務局] それでは、以上をもちまして平成27年度第4回環境委員会を閉会いたします。
本日はお忙しい中ありがとうございました。